

# 市長の伊賀じまん



## 一 肉の横綱 伊賀牛 一

▶伊賀肉

市外に出張したときに感じることは、伊賀の食べ物は本当に有り難い、おいしいということです。先日も、市外の白米を食べる機会がありましたが、やはり伊賀の米が一番おいしいと感じました。伊賀に住んでいる人は、普段から地元の米・肉・野菜を食べていて、あたりまえのように思っているかもしれませんが、一步外に出ると想像以上に伊賀の食材のすばらしさを感じさせられます。

また、私が幼い頃は、田舎の家では、土間の隣に牛小屋がありました。おくどさん（かまど）があるところに牛のスペースもとってあり、そこから牛が顔をだして、人間がごはんを食べるところで一緒に食べて育ち、農作業を行うということが生活の一部となっていました。ですから、頭数も多かったのですが、今は生産という意味で飼っているのが頭数も市内では約2,000頭になり、生産農家数も数えられるほどになっています。しかし、私は、伊賀牛はほかのブランド牛よ

▶伊賀牛のシンボルマーク。油単あぶらたんと呼ばれる飾りの布をかけている。



りすぐれていると思っています。ただ生産量が多くないので外にあまり出荷できないことが残念です。畜産は可能性を秘めた産業といえます。生産体制を整えて、外への販路ができれば後継者が育成でき、利益にもつながると考えます。

今年で2年目となるイベント、「伊賀産を味わう in 浅草」では、東京にある飲食店で伊賀肉を使用したメニューを作ってもらいました。東京でもおいしいといただき、自分たち自身も普段とちがう味付けであってもおいしいなと思えて、素材の良さをあらためて実感しました。今年の8月にアメリカのシアトルで、現地の方に伊賀肉を堪能してもらい大変好評をいただき、外国の方の味覚にも十分うたえられると確信を得ました。

市民の皆さんには、伊賀牛の生産につながるようおいしいお肉を消費していただき、世界にアピールできる生産体制づくりに協力していただきたいと思います。

(伊賀市長 岡本 栄)

## コラム 自治基本条例

伊賀市には「市民によるまちづくりのための条例」があります

### 伊賀市自治基本条例～情報の共有編～

※今月号の「子ども広場」(2-3ページ)で自治基本条例をわかりやすく解説しています。ぜひご覧ください。

今回は、第2章情報の共有(第6条から第11条の2)について説明します。

市民が自ら考え行動する参画と協働のまちづくりのためには、まちづくりに関する情報の共有がとても重要です。

#### 第6条「情報共有の原則」

市から市民への情報提供だけでなく、市民からの情報提供や市民同士の情報共有も必要としています。

第7条「市の責務」市は市民からの請求に関わらず、積極的に市政に関する情報を提供することのほか、

情報公開条例により、持っている情報を原則として公開することについて定めています。

第8条「市民の知る権利」市民自らが情報公開を請求し取得する「知る」権利について定めています。

#### 第9条「出資法人等の情報公開」

市が出資や補助、事務委託などを行っている団体のうち、一定の基準を満たすものに対して情報公開の推進を指導できることを定めています。

#### 第10条「情報収集及び管理」

市は、市政運営に必要な情報の収集や、その適正管理を行うことを定めています。

#### 第11条「個人情報保護」

個人の権利や利益が侵害されないよう、市では個人情報の収集、利用、管理などの必要な措置として、「伊賀市個人情報保護条例」を定めていることを示しています。

#### 第11条の2「意思決定過程の情報共有」

市は、決定した結果の情報だけでなく、意思決定過程の情報も明らかにするよう努めることや、附属機関の会議を原則公開することとしています。

市では、このような規定に基づき、情報共有による開かれた市政運営に取り組んでいます。

次回は、具体的な市民参加の方法について定めた第3章「市民参加」について説明します。

## 伊賀警察署だより



年末・年始の犯罪・交通事故にご注意を！

年末・年始は、銀行などの金融機関やコンビニエンスストアを狙った強盗、街頭でのひったくり、駐車車両に対する車上ねらいなどが多く発生する傾向にあります。

被害を未然に防ぐために、日頃から防犯意識を持ち、被害にあわないように次のことに気をつけましょう。

- 多額の現金を持ち歩かない
- 車から離れるときは必ず施錠をする
- 車内に物を放置しない など

また、年末年始は慌ただしく、帰省する車や初詣客の車など、交通量が増えて事故が多く発生します。

「ちょっと早めのライトオン」や適正な車間距離の保持に努めるとともに、歩行者は反射材を利用するなど、いつも以上に安全運転・防衛運転を心がけ、交通事故防止に努めましょう。

### 【問い合わせ】

伊賀警察署 ☎ 21-0110

名張警察署 ☎ 62-0110

## 公共交通を利用しましょう

「駅イルミネーション&クリスマスコンサート at 上野市駅前広場」開催



伊賀鉄道では、色鮮やかな飾りつけが駅舎を引き立てる駅イルミネーションを実施します。

また、上野市駅前広場を会場にクリスマスコンサートを開催します。今年も駅イルミネーションを背景に、クリスマスソングの演奏や楽しいパフォーマンスを繰り広げます。もちろん伊賀鉄道のマスコットキャラクター『ふくにん』も登場してくれますよ。伊賀鉄道に乗ってぜひおでかけください。

### ○駅イルミネーション

【と き】 12月2日(火)～25日(木)

午後5時～11時30分

【と ころ】 伊賀鉄道上野市駅

### ○クリスマスコンサート at 上野市駅前広場

【と き】 12月23日(火祝) 午後5時～(予定)

【と ころ】 伊賀鉄道上野市駅前広場

### 【問い合わせ】

総合政策課 ☎ 22-9663 FAX 22-9672

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

## 共に生きる 一人権政策・男女共同参画課

■このコラムは毎回いろいろなテーマで人権についてお話しています。

街を歩いていると、車いすを使用している人と出会うことがあります。私の母も早くから足を思いどおりに動かすことが難しくなりました。そのため、旅行などに行くときは常に車いすが必要です。そして、車いすを押すのは、私の役割となっており、母の車いすを押していると街の障害物に気付くことがあります。それは急勾配のスロープや車道と歩道の境にある高い段差などです。どちらも付き添いをしてくれる人がいなくては上り下りが難しいものです。

現在、日本では法律に基づき、スロープの角度が定められており、ほかにも手すりの設置やスロープの幅などさまざまな基準が決められています。実際には、この適用を受けるのは、一定規模以上の建築物などで、建築確認申請の際に対象となります。法施行前に設置されたものも含めると、まだまだ基準に達していないスロープが数多くあります。

同様に、道路には高い段差も残されていますが、

こちらは、国土交通省のガイドラインに基づき、例外を除き歩車道の段差を2cmとするよう定められています。

しかし、バリアフリーを考えたとき、段差がなく平らな状態であることが一番良いのではないかと、私自身、疑問に思ったことがあります。なぜ歩車道の段差は必要なのでしょう。それは、視覚に障がいがある人が交通事故に合わないよう歩車道の境界線を認知してもらうためです。

また、当然のことながら、この社会で障がいがある人は車いす使用者や視覚障がい者に限られているわけではなく、そのほかにもさまざまな事情がある人が共に生活しています。全ての人々が満足できる社会を創っていくことは容易なことではないかもしれませんが、自分のわがままのみを通すのではなく、全ての人々が共存できる社会となるよう一人ひとりが考え行動することが必要ではないでしょうか。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ